

別表 [F E N I C S ビジネスマルチレイヤーコネク ト タイプW V S 2 インターネットアプライアンス (U T M)]

1. ネットワークサービスの提供

当社（以下「乙」という）は、ネットワークサービスの利用者（以下「甲」という）に対し、第4項記載のネットワークサービス（以下「本ネットワークサービス」という）を提供します。

2. ネットワークサービスの概要

本ネットワークサービスは、「 F E N I C S ビジネスマルチレイヤーコネク ト 基本サービス」（以下「基本サービス」という）が提供されていることを前提として、当該基本サービスで提供される閉域 E t h e r n e t ネットワークからインターネットへ接続する機能ならびにファイアウォール機能およびアンチウィルス機能を利用できるようにするネットワークサービスです。また、U R L フィルタリングサービスは、セキュア・インターネットサービスの実施を前提として実施されるサービスです。

3. ネットワークサービス提供の前提条件

別途甲と乙の間において「 F E N I C S ビジネスマルチレイヤーコネク ト (タイプW V S 2) 基本サービス」（以下「基本サービス」という）の提供に関する契約がなされているものとします。

4. ネットワークサービスの内容

(1) ビジネスマルチレイヤーコネク ト インターネットアプライアンス (U T M) 初期サービス

乙は、甲がビジネスマルチレイヤーコネク ト インターネットアプライアンス利用サービスを利用できるように、 F E N I C S ネットワークサービス用電気通信設備および F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線に対して、所定の準備作業を実施します。

(2) ビジネスマルチレイヤーコネク ト インターネットアプライアンス (U T M) 利用サービス

a. インターネット接続

乙は甲に対し、甲が基本サービスを用いて構築している閉域 E t h e r n e t ネットワークからインターネットに接続するために必要となる F E N I C S ネットワークサービス用電気通信回線、1個のグローバル I P アドレス、アドレス変換機能（以下「N A T」という）を継続的に提供します。当該ネットワークサービスを利用したうえでインターネット接続を行う場合、基本サービスの契約条件にかかわらず、当該インターネット接続のデータ転送量は、最大 1 G b p s に制限されるものとし、基本サービスの契約条件における最大のデータ転送量が確保されないものとします。また、アドレス変換対象は甲が必要に応じて乙所定の方法で最大 1 0 のルール（以下「N A T ルール」という）を設定できるものとします。

b. ファイアウォール機能

乙は甲に対し、前 a. のインターネット接続において、通信先 I P アドレス、T C P プロトコルが指定する通信先ポート番号および通信元アプリケーション（ただし、乙所定のアプリケーション検出データベースに登録されているアプリケーションに限る）の内容に応じた通信制御を行う機能（以下「ファイアウォール」という）を継続的に提供します。なお、ファイアウォールによる制限の対象となる通信は、乙が定める範囲において、甲が設定するものとします。

c. I D S / I P S 機能

乙は甲に対し、前 a. のインターネット接続において、インターネットからの通信を分析し、不正な通信を乙の定める基準で検知もしくは遮断する機能を継続的に提供します。ただし、当該機能は、甲が乙所定の操作を行うことにより有効にした場合のみ機能提供されるものとします。また、甲は、乙は正常な通信を遮断する場合があること、および不正な通信を遮断しない場合があることを了承するものとします。

d. W e b アンチウィルス機能

乙は甲に対し、前 a. のインターネット接続において、乙のウィルス検出データベースに基づき、H T T P 通信に対し、ウィルスの侵入を予防するアンチウィルス機能を継続的に提供します。ただし、当該機能は、甲が所定の操作を行うことにより、有効にした場合のみ機能提供されるものとします。また、甲は、ウィルス検出データベースが、随時乙の判断により追加・削除されることがあることおよび全てのウィルスを検出するものではないことを了承するものとします。

e. メールアンチウィルス機能

乙は甲に対し、前 a. のインターネット接続において、乙のウィルス検出データベースに基づき、S M T P 通信に対し、ウィルスの侵入を予防するアンチウィルス機能を継続的に提供します。ただし、当該機能は、甲が所定の操作を行うことにより、有効にした場合のみ機能提供されるものとします。また、甲は、ウィルス検出データベースが、随時乙の判断により追加・削除されることがあることおよび全てのウィルスを検出するものではないことを了承するものとします。

f. U R L フィルタリング機能

乙は甲に対し、前 a. のインターネット接続において、インターネット上の W e b ページ（乙が把握しているものに限る）のうち甲が指定したカテゴリおよび W e b ページの閲覧を制限することができる U R L フィルタリング機能を提供します。なお、制限の対象となる W e b ページは、甲において設定するものとします。また、甲は、乙のカテゴリデータベースが、随時乙の判断により追加・削除されることがあることを了承するものとします。

g. 通信記録提供機能

乙は甲に対し、本ネットワークサービス提供期間中、前 a. ～ f. の各機能において通信遮断、不正検知、警告またはそれに類する記録を保存し、乙所定の方法で継続的に提供します。なお、この通信記録には正常通信の記録は含まないものとし、保存容量は最大 1 0 G B とします。

(3) ビジネスマルチレイヤーコネク ト 固定グローバル I P アドレス追加利用サービス

乙は甲に対し、(2) a. のインターネット接続において、グローバル I P アドレスを最大 3 0 個追加する機能を継続的に提供します。甲は、乙所定の方法で利用する I P アドレスを設定するものとします。

(4) ビジネスマルチレイヤーコネク ト N A T ルール追加 利用サービス

乙は甲に対し、(2) a. のインターネット接続において、N A T ルールを最大 1 0 0 とする機能を継続的に提供します。

(5) ビジネスマルチレイヤーコネク ト A l l o w ログ追加 利用サービス

乙は甲に対し、(2) g. の通信記録提供機能において、正常通信の記録を追加する機能を継続的に提供します。

(6) ビジネスマルチレイヤーコネク ト ログ保存用ディスク容量 利用サービス

乙は甲に対し、(2) g. の通信記録提供機能において、保存容量を乙所定の容量に拡張する機能を継続的に提供します。

(7) ビジネスマルチレイヤーコネク ト セキュリティ監視 利用サービス

乙は甲に対し、(2) b. および c. における通信記録を解析、インシデント通知、月次レポート、Q & A 機能を継続的に提供します。インシデント通知、月次レポート、Q & A 機能は乙所定の方法で提供されるものとし、甲は、乙が全てのインシデントを検知することを保証しないことを了承するものとします。

5. 提供区域

本ネットワークサービスの提供区域は、基本サービスの提供区域に準ずるものとします。

6. 利用サービス提供時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの提供時間帯は、24時間365日とします。ただし、利用規約に基づき、乙は利用サービスの提供を中断することができるものとします。

7. 利用サービス障害受付時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの障害受付時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線区間における障害受付は対象外とします。

8. 利用サービス障害対応時間帯

本ネットワークサービスにおける利用サービスの障害対応時間帯は、24時間365日とします。ただし、アクセス回線区間および4項(3)の利用サービスにおける障害対応は対象外とします。

9. 従量月額払利用料金の算出

本ネットワークサービスにおける従量月額払利用料金は、利用規約第8条第3項(2)の規定にかかわらず、サービス実施開始日およびサービス実施期間中における毎料金月の21日に発生するものとします。

10. 品名一覧

本ネットワークサービスにおける品名は、以下のとおりとします。

品名	型名	備考	料金種別	単位
BMLC (タイプWVS2) インターネットアプライアンス(UTM) 初期費	NS2850W2S		従量料金制(一括払)	式
BMLC (タイプWVS2) インターネットアプライアンス(UTM) 利用料	NS2850W2G		従量料金制(月額払)	式
BMLC (タイプWVS2) インターネットアプライアンス(UTM) NATルール追加 利用料	NS2851W2G		従量料金制(月額払)	式
BMLC (タイプWVS2) インターネットアプライアンス(UTM) 固定グローバルIPアドレス追加 利用料	NS2852W2G		従量料金制(月額払)	式
BMLC (タイプWVS2) インターネットアプライアンス(UTM) Allowログ追加 利用料	NS2853W2G		従量料金制(月額払)	式
BMLC (タイプWVS2) インターネットアプライアンス(UTM) ログ保存用ディスク容量 利用料	NS2854W2G		従量料金制(月額払)	式
BMLC (タイプWVS2) インターネットアプライアンス(UTM) セキュリティ監視 利用料	NS2855W2G		従量料金制(月額払)	式

変更内容]

(2016年6月1日) 本別表を適用します。

[凡例]

本別表では、以下の略称を用いています。

略 称	名 称
Gbps	Giga bits per second
ID	Identification

以 上